

広島市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市が行う介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は広島市とする。ただし、市長は、介護保険法第115条の4第1項の規定に基づき、この事業の全部又は一部を、適切に実施できると認められる者に委託することができる。

(生活支援コーディネーター)

第4条 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置する。

2 生活支援コーディネーターは、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 活動区域が市全域の者（以下「統括コーディネーター」という。）
- (2) 活動区域が行政区域の者（以下「区コーディネーター」という。）
- (3) 活動区域が地域包括支援センターの担当圏域（以下「日常生活圏域」という。）の者（以下「地域支え合いコーディネーター」という。）

3 統括コーディネーターは、市全域を対象とした資源開発やネットワークの構築を推進するとともに、次項に規定する区コーディネーターの業務を支援するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次項第1号にかかる情報のとりまとめ
- (2) 市域で解決すべき課題の問題提起及びサービスの創出
- (3) 市全域を対象とした地域づくりの意識の醸成
- (4) 市全域を対象とした関係者のネットワーク化
- (5) 区コーディネーターからの相談への対応や活動への助言等
- (6) 区コーディネーター間の情報共有及び連携体制の構築
- (7) 区コーディネーターの活動成果の取りまとめ及び発信
- (8) 第5条第2項第1号に規定する市域協議体の運営
- (9) その他、生活支援等サービスの体制整備の推進に必要な業務

4 区コーディネーターは、担当する行政区における資源開発やネットワークの構築等を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。業務の実施に当たっては、地域支え合いコーディネーターと連携・調整の上、行う。

- (1) 地域のニーズと資源の状況の見える化及び問題提起
 - (2) 多様な事業主体への協力依頼等の働きかけ
 - (3) 関係者のネットワーク化
 - (4) 関係者間での目指す地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一
 - (5) 生活支援の担い手の養成及びサービスの開発
 - (6) 第5条第2項第2号に定める区域協議体の設置及び運営
 - (7) その他、生活支援等サービスの体制整備の推進に必要な業務
- 5 地域支え合いコーディネーターは、小学校区を基本とした地域で高齢者を見守り・支え合うネットワークの構築（以下「高齢者地域支え合い事業」という。）を推進するため、担当する日常生活圏域において次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 小学校区を基本とした地域で行われている町内会、地区社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ等（以下「地域団体等」という。）による見守り状況の把握及び地域団体等への問題提起
 - (2) 関係者間での高齢者地域支え合い事業に係る目指す地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一
 - (3) 関係者のネットワーク化
 - (4) 第5条第2項第3号に定める地域支え合い協議体の設置・運営支援
 - (5) 見守り活動を通じて見えてくる地域ニーズ及び地域課題の把握
 - (6) 前号で把握した地域課題の解決に向けた区コーディネーターとの連携・協同
 - (7) その他、生活支援等サービスの体制整備の推進に必要な業務
- 6 統括コーディネーター及び区コーディネーターは、次の各号に掲げる要件を備える常勤職員が専任で行うものとする。
- (1) 社会福祉士、主任介護支援専門員又は保健師のいずれかの資格を有すること。
 - (2) 国や都道府県が実施する生活支援コーディネーター養成研修若しくは当該研修受講者による伝達研修を受講していること又はこれらの研修を選任後1年以内に受講することが確実であること。
- 7 地域支え合いコーディネーターは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師のいずれかの資格を有する常勤職員が行うものとする。
- 8 生活支援コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 市民活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体との連絡調整を適切に行うこと。
 - (2) 自身が属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を持って活動すること。
- 9 第3条の規定に基づき本事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、生活支援コーディネーターを選任し、生活支援コーディネーター選任届出書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。
- ただし、地域支え合いコーディネーターの選任については、本事業の委託に係る実施計画書への掲載をもって代えるものとする。
- 10 市長は、生活支援コーディネーター選任届出書（様式第1号）による届出を受理したときは、その身分を証するものとして、生活支援コーディネーター証（様式第2号）（以下「身分証」という。）を交付するものとする。

ただし、前項の実施計画書の提出による場合は、身分証の交付は行わないものとする。

- 11 身分証の交付を受けた生活支援コーディネーターは、業務を遂行する際には身分証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 12 受託者は、身分証の交付を受けた生活支援コーディネーターが氏名等の届出事項を変更したとき、又は身分証を汚損若しくは紛失したときは、生活支援コーディネーター届出事項変更・証再発行届出書（様式第3号）により届け出るとともに、紛失による場合を除き、当該身分証を返還し、身分証の再交付を受けなければならない。
- 13 受託者は、身分証の交付を受けた生活支援コーディネーターを解任したときは、生活支援コーディネーター解任届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。その際、身分証を返還するとともに、遅滞なく後任者を選任して同条第9項の選任届出書を提出しなければならない。

ただし、身分証の交付を受けていない生活支援コーディネーターを委託契約期間内に解任するときは、解任する者及び選任する後任者を記載した本事業の委託に係る変更実施計画書を提出するものとする。

- 14 受託者は、本事業の委託契約が終了したときに生活支援コーディネーターが身分証の交付を受けている場合は、市長に全ての身分証を返還しなければならない。ただし、本事業の委託契約が終了した受託者が委託契約の終了日の翌日から、本事業の委託契約を受託する場合は、この限りではない。
- 15 受託者は、選任した生活支援コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その者を解任しなければならない。
 - (1) 職務の遂行に支障があるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 同条第8項その他本事業の委託に際し条件とした事項に違反したとき。
 - (3) 生活支援コーディネーターとしてふさわしくないと認められる非行があったとき。

（生活支援体制整備協議体）

第5条 生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場となる生活支援体制整備協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

- 2 協議体は、次の各号により構成する。
 - (1) 統括コーディネーターの活動を組織的に補完する協議体（以下「市域協議体」という。）
 - (2) 区コーディネーターの活動を組織的に補完する協議体（以下「区域協議体」という。）
 - (3) 高齢者地域支え合い事業を推進する協議体（以下「地域支え合い協議体」という。）
- 3 市域協議体は、次の各号に掲げる事項について協議することにより、統括コーディネーターの組織的な補完を行う。
 - (1) 市域で解決すべき課題の検討及びこれにかかるサービスの創出の企画に関すること
 - (2) 市全域における地域づくりにかかる意識の醸成の推進に関すること
 - (3) 市全域を対象とした関係者のネットワーク化の推進に関すること
 - (4) 生活支援コーディネーターの活動の促進に関すること
 - (5) 区コーディネーター間の情報共有及び連携体制の推進に関すること
 - (6) その他、生活支援等サービスの体制整備の推進に関すること
- 4 区域協議体は、担当する行政区における次の各号に掲げる事項を協議することにより、区コーディネーターの組織的な補完を行う。

- (1) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進に関する事
 - (2) 生活支援等サービスの体制整備に係る企画、立案及び方針策定に関する事
 - (3) 高齢者地域支え合い事業をはじめ、地域づくりにおける関係者間の意識の統一、情報交換及び働きかけに関する事
 - (4) 地域支え合いコーディネーター間の情報共有及び連携体制の推進に関する事
 - (5) その他、生活支援等サービスの体制整備の推進に関する事
- 5 地域支え合い協議体は、小学校区を基本とした地域における次の各号に掲げる事項を協議することにより、高齢者地域支え合い事業を推進する。
- (1) 既存の見守り状況の把握及び情報の見える化の推進に関する事
 - (2) 高齢者地域支え合い事業に係る企画、立案及び方針策定に関する事
 - (3) 高齢者地域支え合い事業における関係者間の意識の統一、情報交換及び働きかけに関する事
 - (4) その他、生活支援等サービスの体制整備の推進に関する事
- 6 協議体は、生活支援コーディネーター、市、地域包括支援センターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、町内会等の地縁組織、ボランティア団体、介護サービス事業者、その他の生活支援等サービスを担う事業主体をもって構成する。
- 7 協議体を構成する団体等の選定は、次の各号により行うものとする。
- (1) 市域協議体を構成する団体等の選定は、市長が行う。
 - (2) 区域協議体を構成する団体等の選定は、区コーディネーターを選任した受託者が行う。
 - (3) 地域支え合い協議体を構成する団体等の選定は、地域支え合いコーディネーターを選任した受託者が事務局となり地域団体等と連携して行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議体の組織及び運営等に関する事項は別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。